

(様式第2号) 奈良県福祉サービス第三者評価結果報告書

事業者名：社会福祉法人 はなぶさ福祉会 しらゆり保育園

評価実施期間：令和2年10月13日～令和3年5月21日

1 評価機関

名称	特定非営利活動法人 Nネット
所在地	奈良県奈良市高天町48番地6 森田ビル5階

2 事業者情報【令和2年10月26日現在】

事業所名称 (施設名)	社会福祉法人 はなぶさ福祉会 しらゆり保育園	サービス種別： 保育所
開設年月日	平成25年4月1日	管理者氏名：田中 裕理
設置主体	社会福祉法人はなぶさ福祉会	代表者職・氏名：理事長 田中 英俊
経営主体	社会福祉法人はなぶさ福祉会	代表者職・氏名：理事長 田中 英俊
所在地	〒633-0241	奈良県宇陀市榛原下井足1538-1
連絡先電話番号	0745-82-6300	FAX番号：0745-82-6771
ホームページアドレス	http://masaichi.net/shirayuri	
E-mail	hanabusahukushikai@yahoo.co.jp	

基本理念・運営方針

- ・さまざまな体験や、人との関りを通して、豊かな心と考える力を育て、健康でたくましく生きる力を育む
- ・子どもの力を引き出し、自尊心を育てる

【利用者の状況】

年齢別	定員数	利用者数
0歳児	15	14
1歳児	27	26
2歳児	27	23
3歳児	27	28
4歳児	27	28
5歳児	27	31
合計	150	150

【職員の状況】

職 種	勤 務 区 分				常勤換算 ※	基準職員数 ※				
	常 勤 (人)		非 常 勤 (人)							
	専 従	兼 務	専 従	兼 務						
園長	1									
副園長	1									
看護師	1									
栄養士兼任事務	1									
保育士	19		2							
保育補助	1		14							
調理師	1		3							
調理補助			3							
用務員			1							
前年度採用・退職の状況 :	採 用		常 勤 3人		非 常 勤 3人					
	退 職		常 勤 2人		非 常 勤 1人					
○常勤職員の当該法人での平均勤務年数					9 年					
○直接処遇に当たる常勤職員の当該法人での平均勤務年数					9 年					
○常勤職員の平均年齢					42 歳					
○うち直接処遇に当たる職員の平均年齢					48 歳					

※常勤換算数及び基準職員数は、当該職について、運営基準等で定められている場合のみ

記入してください。

3 評価の総評

◇特に評価の高い点

○保育園敷地内の裏山の自然を生かし、子ども達が日常的に自然とのふれあいができる環境を整備し、子ども達に遊ぶ楽しさと季節の移り変わりを身をもって体験させ、「好奇心旺盛で意欲的な子どもを育てる」を実践している園である。

○奈良県宇陀市内唯一の私立保育園として、園長は宇陀市の保育所・幼稚園園長会長を引受け、地域の実情や課題を把握・分析し運営に活かしている。

○隣接する3地域の自治会に加入し、園の方針・活動報告・行事案内を掲載した「しらゆりっこ通信」を地域に向けて発信する広報活動を行っている。

○園長は市が主催する「街づくり協議会」の委員として参加し、子育て情報を発信するとともに、園庭を開放して未就園児と保護者を対象とした子育て支援活動や育児の悩みなどの相談会等を開催し、地域交流と支援活動に力を注いでいる。

○食事の調理責任者に、経験豊かな調理師を採用し、旬の野菜など季節の食材を用いて献立の充実を図り、美味しさに加え見た目の美しさも大切にして、子どもたちが食事を楽しめる食育に力を注いでいる。合わせてアレルギー疾患、慢性疾患等をもつ子供に対し、調理手順、形状の同一化、食器の色分け等に細心の注意を払い食事の提供を行っている。おやつは、週3回園で独自に手作りしたものを作り好評を得ている。

○コロナ以外の感染症対策についても、日々園内で発生した子どもの罹患内容や対処方法を入口に掲示する取り組みが行われており、その対応は保護者から高い評価を受けている。

○働きやすい職場づくりを目指し、園長と職員が時間をかけ意思疎通を図り、その取り組みは日々の活き活きした職員の姿に現れ、子どもたちの笑顔を増やす一因となっている。

○法人及び保育園の「理念・方針」、「決算書などの法人情報」、「苦情解決」、「保育実践状況」など運営に関する過去3年度分の情報をホームページに掲載し公開するとともに、保育目標、保育内容、保育状況の写真などを分かりやすく紹介したパンフレットを市担当課や支援センターの窓口に置いている。また、一時保育やならし保育などもを行い、地域の保護者に向けて、情報を積極的に提供している。

◇改善を求められる点

○<基本方針と組織>

・保育理念・保育目標・目指す子供像は明確に示されているが、更に社会福祉法人としての福祉サービスや権利擁護に対する基本的な考え方・姿勢を示す経営理念を策定できれば、尚良いと思われる。

・中・長期計画・事業計画に具体的な数値目標を示すとともに、年度終了時に収支を含む計画の実施状況が評価できる内容であれば更に良いと思われる。また、事業計画は子供達の園生活に密接にかかわるため、保護者に分かりやすく説明する工夫の取り組みを期待する。

○<人材育成>

・「期待する職員像等」を示し、職員が自ら将来を描くため必要となるスキルアップや資格取得などの研修を選択できるように、職員の意向や希望を把握する機会づくりを更に増やす取り組みを期待する。

・福祉人材を養成するために受け入れている実習生に対する実習プログラムの整備を行い、更に効果的な研修となる取り組みを期待する。

・運営に関してマニュアル化の必要性があるものについては、早急にマニュアルを策定するとともに、定期的なマニュアルの見直しの取り組みを期待する。

○<保育所保育の基本>

・全体計画は年齢別の目標に向かってどのような保育を展開するのか「育ちの見通し」と「創意工夫」が反映された全体的な計画を簡潔に記載しているが、園独自の特色や力を注いでいることなどを記載する項目を設けることにより、尚一層充実した計画書になると思われる。

4 施設・事業所の特徴的な取組

○「遊びは学び」という考え方から、朝の主体的な活動を通じ、意欲的に遊び自尊心を育てています。

○後伸びする力が育つ保育(非認知能力が育つ遊び)に焦点を置き、自然の中で経験が生きる力の基礎となるように山を整備し「森の保育園」として遊び場を設け、安全確保をしながら自然と柔軟な園づくりの取り組みをしています。

○宇陀市学校教育の指導方針にも基づき、公立と私立が互いに学び合える幼児教育研究会にも属しています。

○事業として、一時保育事業・延長保育事業・3歳未満児事業を行っています。

○就学前の子ども達がスムーズに入学出来るよう、小学校の接続や他園との交流会を持っている。

○特色としては、教育プログラムとして、石井式漢字教育法・外国人講師による英語・リトミック・少林寺拳法や年長児が出演するならどっとFM「こちらしらゆり子ども放送局」の番組パーソナリティを体験しています。様々な体験を通し、「生きる力」になるように連続性をもって取り組んでいます。

(様式第2号) 奈良県福祉サービス第三者評価結果報告書

5 評価細目の第三者評価結果（共通基準）

7 事業者の自己評価結果 （共通基準）

I 福祉サービスの基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。	第三者評価結果
-1 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	b
<コメント> 保育理念・保育方針・保育目標・めざす子ども像を明文化し、ホームページ・パンフレット・園のしおり等で広く周知を図り、職員へは職員室に掲示や各種会議で取り上げ周知を行ない、保護者には入園説明会で説明をしている。保育理念に加え、社会福祉法人としての福祉サービスや権利擁護に対する基本的な考え方・姿勢を表す経営理念の明文化も必要と思われる。	

I-2 経営状況の把握

I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。	第三者評価結果
-1 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a
<コメント> 奈良県宇陀市内唯一の私立保育園として、地域・住民が求めている保育のニーズを捉え、運営に活かしている。本年度は宇陀市全体の保育所・幼稚園の園長会長も引受け、地域の実情や課題に踏み込み把握し、分析している。	
-2 経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	b
<コメント> 経営課題や改善すべき課題については、理事会や評議会で共有し、職員に示している。理事会や評議会で議論や検討した具体的な内容を会議録に残すことが望まれる。	

I-3 事業計画の策定

I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。	第三者評価結果
-1 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	b
<コメント> 令和4年度を最終年度とする中長期計画は策定しているが、目標達成につなげるため課題や問題点を関係者に周知し、具体的な計画と数値目標を設定するとともに、定期的な見直しを期待する。	
-2 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	b
<コメント> 令和2年（単年度）の事業計画は、行事計画に重きを置いている。単年度の事業計画は、中・長期計画を踏まえた当該年度に実施予定の事業、保育サービスの提供等に係る内容を具体化し、実現にむけた目標（計画）であることが必要であり、また、年度の終了時に実施状況を評価ができる内容であることも求められる。加えて、収支計画の策定と状況に応じた見直しの取り組みを期待する	
I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。	第三者評価結果
-1 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	b
<コメント> 事業計画（中・長期計画と単年度計画）の策定、評価、見直しには職員の参画を含めた組織的な対応が望まれる。また、事業計画の進捗状況を定期的に把握・評価・見直しを行い、次年度の事業計画に活かして行くことが必要と思われる。	
-2 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	c
<コメント> 事業計画は、保育サービスの提供を遂行するための計画を策定し、保護者に分かりやすく説明する工夫が求められる。なお、行事計画は保護者に説明し、参加を促している。	

I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。	第三者評価結果
-1 福祉サービスの質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	b
<コメント> 第三者評価を受審して、保育サービスの質の向上を目指す取り組みは評価できる。 福祉サービスの質の向上には、継続的な受審による組織的なPDCAサイクルの活用を期待する。	
-2 評価結果にもとづき組織として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	
<コメント> 第三者評価は、今回初めての受審であり本項目は評価対象外である	

II 組織の運営管理

II-1 園長の責任とリーダーシップ

II-1-(1) 園長の責任が明確にされている。	第三者評価結果
-1 園長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	b
<コメント> 園長は園の経営・管理について、しっかりした意識と方針を持ち、職員会議において表明しリーダーシップを発揮している。園長は園の経営・管理の意識と方針はしっかりと持たれているが、組織図、職務分担表、有事の園長役割と責任及び不在時の権限委任を文書化し、明確にする取り組みを期待する。	
-2 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a
<コメント> 園長は社会福祉法、児童福祉法など遵守する法令等を十分把握し、質の高い保育事業経営を目指している。また、法令遵守に関する研修会に参加するとともに職員に周知している。	
II-1-(2) 園長のリーダーシップが発揮されている。	第三者評価結果
-1 福祉サービスの質の向上に意欲をもちその取組に指導力を発揮している。	a
<コメント> 園長は実施している保育の質を毎年自己評価を行うとともに、職員からは行事等運営に関する企画案の提出を随時受け、職員の意見を反映させる体制をつくり、保育の質の向上に努めている。	
-2 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	b
<コメント> 園長は会計士が作成する毎月の収支計算書などから分析した結果の報告を受け財務内容を把握している。人材の確保、有給休暇取得の奨励、産休・育休の取得、子育て中の職員の勤務時間の設定など、働きやすい環境づくりに努めている。	

II-2 福祉人材の確保・養成

II-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。	第三者評価結果
-1 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	b
<コメント> 保育の方針の実践に向けた人材確保については、ハローワーク・人材ニュース・求人インターネットなどで求人活動を行い、有資格の職員を確保し配置している。必要な人材確保と育成の方針を立て、その実現にむけた計画を明文化し、実施する取り組みを期待する	
-2 総合的な人事管理が行われている。	b
<コメント> 人事基準は明確化されていないが、職員自身の自己評価及び個人面談での評価を参考に人事考課へ反映させ給与基準にそった昇給・昇格を行っている。また、職員の実績を評価した表彰制度を採用している。職員が理解し取り組みができる一定の人事基準を策定し、「期待する職員像」を明文化し表明することで、職員の目標が明確になると思われる。	

II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている	第三者評価結果
-1 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取組んでいる。	b
<コメント> 園長は常に働きやすい職場づくりに努めており、定期的及び随時に職員と個別面談を行い心身の悩みや意見を聴く取り組みを行っている。また、有給休暇取得の奨励や子育て中の職員の勤務時間帯を細やかに設定し働きやすい環境づくりを行っている。労務管理に関する責任体制を明確にすることが望まれる。	
II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。	第三者評価結果
-1 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	b
<コメント> 期待する職員像を明確化していないが、職員は定期的に行われる自己評価で目標達成度を確認し次期の目標設定につなげている。また定期的に行われる園長との個別面談においても目標を設定し達成度を確認している。	
-2 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	b
<コメント> 明文化されていないが、園長の思いの中にある「期待する職員像」を会議において表明している。教育・研修についての計画は策定されていないが、常に職員のキャリアアップを求め各種研修会に参加を奨励している。「期待する職員像」を明文化し明確にするとともに、職員の教育内容やカリキュラムなど、その時の情勢に即したものにするためにも定期的な見直しを行う取り組みを期待する。	
-3 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	b
<コメント> 研修は計画的に行われていないが、職種別に専門的な知識・資格の取得を推奨し、外部研修会へ参加を促し、資格証やキャリアアップ研修終了証を額に入れ職員室に掲示し、職員の目標となる取り組みを行っている。また、新任職員の個別的OJTを適切に行い記録している。	
II-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている	第三者評価結果
-1 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	c
<コメント> 実習生の受け入れに関するマニュアルを作成し、大学生や高校生の実習を積極的に受け入れているが、実習生の専門性や目的に即したプログラムを整備し、効果的な研修となる取り組みを期待する。	

II-3 運営の透明性の確保

II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。	第三者評価結果
-1 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	a
<コメント> 法人及び保育園の「理念・方針」、「活動計算書などの決算情報」、「苦情解決」など運営に関する情報を過去3年度分をホームページに掲載し公開している。また、パンフレットや地域に向けた「しらゆり通信」にも保育園の活動や子育て情報を掲載し公開している。	
-2 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	b
<コメント> 経営・運営に関する事務、財務管理、取引など各規程に沿って行われており、外部より税理士2名が入り、毎月経理帳票、取引記録などのチェックを行い報告を受けている。また、決算業務も税理士から課題についてアドバイスを受け、次年度の予算編成につなげている。事務・経理・各取引の諸規程を整備しているが、職務分担と責任・権限を明文化した組織図、職務分掌規程を作成し、全職員へ周知する取り組みを期待する。	

II-4 地域との交流、地域貢献

II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。	第三者評価結果
-1 利用者と地域との交流を広げるための取組を行っている。	a
<コメント> 隣接する3地域の自治会に加入し、園の方針や活動報告、行事案内などを掲載した「しらゆりっこ通信」を発行し、各自治会で回覧してもらい周知を図っている。また、地域の入園予定の児童と家族を月1回園庭を開放し、児童と交流するとともに、育児の悩みなどの相談会も行っている。	
-2 ボランティア等の受け入れに対する基本姿勢を明確にし、体制を確立している。	b
<コメント> ボランティアの受け入れは、基本姿勢を明文化するとともに、マニュアルを作成し積極的に行っている。ボランティアの受け入れにあたり、事前説明などを行っているが、児童とのトラブル等を防ぐための事前研修を行う取り組みを期待する。	
II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。	第三者評価結果
-1 福祉施設・事業所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a
<コメント> 児童虐待など地域の関係機関と連携したケース会議に参加し情報交換を行っている。また、園周辺の地図を作成し安全な園外活動のコース、公園、病院などを把握している。	
II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている	第三者評価結果
-1 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	a
<コメント> 市が主催する「町づくり協議会」の委員として園長が参加し、子育て情報を発信している。また、園庭を開放した地域の未就園児と保護者を対象とした子育て支援を行っている。	
-2 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	b
<コメント> 市が主催する「町づくり協議会」へ参加し、地域の活性化に意見を述べている。また、自治会と協働で夏祭りを開催し児童たちと交流を図ったり、災害発生時に地域の避難場所として園の建物の提供を申し出している。	

III 適切な福祉サービスの実施

III-1 利用者本位の福祉サービス

III-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。	第三者評価結果
-1 利用者を尊重した福祉サービス提供について共通の理解をもつための取組を行っている。	b
<コメント> 保育理念、目標、方針を制定し、これらに沿った保育の全体的な計画を策定している。また、児童憲章を定期的に会議などで唱和し、意識の統一を図っている。人権教育担当職員を任命し、市の人権会議に参加して子どもの尊重や基本的人権について学び職員の勉強会を行っているが、「倫理綱領」や「職員心得」などの規程を策定するとともに、定期的に状況の把握・評価を行い、子どもの尊重や基本的人権への配慮についての充実を期待する。	
-2 子どものプライバシー保護に配慮した福祉サービス提供が行われている。	b
<コメント> 子どものプライバシー保護については、乳幼児のおむつ替え、目隠しに職員手作りの段ボールブロックを上手く配置したり、2歳児のトイレトレーニングでは恐怖心を抱く個室から始めず衝立やカーテンで仕切り職員が見守りするなど配慮している。職員の服務規律として、就業規則を定めているが、これを踏まえて、子どものプライバシー保護についても規程やマニュアルの策定を期待する。	
III-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。	第三者評価結果
-1 入園希望者に対して福祉サービス選択に必要な情報を積極的に提供している。	a
<コメント> 保育理念、目標、内容、保育状況の写真などを分かりやすく紹介したパンフレットを市担当課や支援センターの窓口に置いたり、ホームページでも配信している。また、入園希望の保護者には保育時間や費用など丁寧に説明し、一時保育やならし保育などにも対応している。	

	-2 福祉サービスの開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。	a
<コメント>	入園開始にあたり、事前に配布する「入園のしおり」と「入園申し込み案内」などの書類とともに、園でのすこし方や食事の様子を記録した動画を利用して保護者に懇談形式で説明している。退園や転園についても書類作成及び諸手続きを適切に行っている。特に配慮が必要な子どもについては、カンファレンスを行い共有を図っている。	
	-3 福祉施設・事業所の変更や家庭への移行等にあたり福祉サービスの継続性に配慮した対応を行っている。	b
<コメント>	保育所の変更時に、子どもが育った過程や発達状況を記した引継ぎ文書を作成するとともに、口頭での引継ぎも行っている。保育が終了した後も、相談できる窓口と担当者を設け「園だより」で公表しているが、相談方法や内容を明記した文書作成までには至っていない。	
III-1-(3) 利用者満足の向上に努めている。		第三者評価結果
	-1 利用者満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	b
<コメント>	毎年度末に保護者にアンケートを実施し、分析・検討結果を保護者代表者会議で報告したり、学級懇談会に職員が参加し保護者の意見などの把握に努めているが、アンケート調査の担当者等の設置や保護者が参画する検討会議の設置までは至っていない。	
III-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。		第三者評価結果
	-1 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	b
<コメント>	苦情解決の体制が整備されており、仕組みを「しおり」に分かりやすく明文化し説明している。玄関にポストを設置し、保護者からの苦情や意見などを出しやすくする工夫をしており、出された苦情等は職員で検討し、改善方法や対応結果を記録し保護者へフィードバックするとともに、ホームページへ掲載し苦情解決に取り組んでいるが、更なる保育の質の向上を図るために、苦情内容の再発防止対策の取り組みが求められる。	
	-2 利用者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、利用者等に周知している。	b
<コメント>	相談や意見の受付窓口担当者2名の携帯電話番号を「園だより」に掲載し、些細なことでも気軽に相談できる仕組みを周知している。落ち着いて相談できる相談スペースを確保し対応しているが、相談などを述べたりする方法や相手を選択できる仕組みの明文化が求められる。	
	-3 利用者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	b
<コメント>	常日頃から保護者とのコミュニケーションを密にとっており、アンケートポストを玄関に設置するなど、相談や意見を積極的に把握する取り組みを行い、相談や意見を受けた時には迅速に電話対応や面談し、要件を職員会議で検討を行い保護者へ説明している。相談や意見など記録しているが、記録方法、検討手順、報告手順などのマニュアル化が求められる。	
III-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。		第三者評価結果
	-1 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	b
<コメント>	防災・防犯マニュアル、事故防止のマニュアルを作成し、園内に掲示し職員に周知を図っている。園内で起きた事故やヒヤリハットは、当事者の職員が発生状況などを報告書に記し、職員間で検討を行い共有し再発防止につなげているが、あらゆる自然及び人的な災害を想定して、安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制を整備し、事故やヒヤリハット事例の要因分析、改善策、再発防止策の検討と実施を組織的・継続的に行う取り組みを期待する。	

-2 感染症の予防や発生時における利用者の安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	b
<コメント> 感染予防マニュアルを作成し責任と役割を明確にし、看護師が中心となり感染症発生時期に合わせた研修を実施し周知を図るとともに、施設内を適宜に巡回し、助言や指示を適切に行っている。マニュアルは国等の通達により園長と看護師が中心となり見直しを行っているが、組織として定期的に検討し見直す仕組みづくりを期待する。	
-3 災害時における利用者の安全確保のための取組を組織的に行っている。	b
<コメント> 防災マニュアルとして、地震・火災・土砂災害に対応したマニュアルを作成している。火災発生時における安否確認手順などは消防計画に明記し、消防署へは自動通報装置で通報するとともに保護者や職員へは緊急通報メールで通知する仕組みが整備されている。備蓄食料品についてはアレルギー除外品や離乳食など各幼児に合わせた食料を備蓄している。緊急連絡体制の整備として、園長を最高責任者と位置づけた連絡体制を明確にするとともに、園長・副園長の不在時を想定した連絡体制も明確にした文書化を期待する。	

III-2 福祉サービスの質の確保

III-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。	第三者評価結果
-1 提供する福祉サービスについて標準的な実施方法が文書化され福祉サービスが提供されている。	b
<コメント> 保育所保育指針を受けて、子どもの尊重、プライバシーの保護や権利擁護など園の姿勢を表明した全体計画を策定している。これを受け、保育指導、保健、食育の各計画を作成し、全職員に研修を行い周知を図り保育を実施している。保育サービスの標準的な実施方法を文書化しているが、限定的で保育の全体をカバーしていないので、保育サービス全体を対象とした標準的な実施方法を策定し文書化することを期待する。	
-2 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	b
<コメント> 保育指導計画、保健計画、食育計画にもとづいて、日々標準的な保育を実施した記録から反省や評価を行い、ミーティングなどで検証と見直しを行っているが、前項で述べた保育サービス全体の標準的な実施方法を文書化するとともに、見直しの時期・検討・方法を明確にし文書化することを期待する。	
III-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。	第三者評価結果
-1 アセスメントにもとづく個別的な福祉サービス実施計画を適切に策定している。	a
<コメント> 保育指導計画書の策定は園長を責任者と定め、児童票にもとづきアセスメントを実施し、関係職員や事情により専門職員が参加するカンファレンスを開催して、子ども一人ひとりの具体的なニーズを取り入れ作成している。保育指導計画どおりに保育が実施されているかの確認は園長と副園長が行う仕組みとなっており、支援困難ケースには保健センターやリハビリセンターなどの関係機関と協議し連携を図っている。	
-2 定期的に福祉サービス実施計画の評価・見直しを行っている。	b
<コメント> 保育指導計画の評価や見直しは関係職員での会議で行い、計画の標準的な実施方法等に反映すべき事項や保育の質の向上に関わる課題は、計画書の評価欄に記述し明確にしているが、見直しを行う時期、手順、参加職員、保護者の意向の把握など組織としての仕組みづくりを期待する。	

III-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。	第三者評価結果
-1 利用者に関する福祉サービス実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	b
<コメント> 子どもの身体状況や生活状況等は、入園時のアセスメントで把握し児童票に記録している。保育計画にもとづく保育が実施できているかの確認は、保育記録や各実施計画の評価・反省欄の記録を参照に行っている。また、記録するにあたりリーダーや園長・副園長の助言により職員間で齟齬が生じないよう努めるとともに、記録の確認も園長以下複数の職員がチェックする体制ができている。各種会議、パソコンネットワークによるメール配信、日誌の回覧などで、園内の情報の共有に努めているが、情報の流れの明確化や情報の分別を行い、必要な情報を的確に届ける仕組みについて改善の余地がみられる。	
-2 利用者に関する記録の管理体制が確立している。	b
<コメント> 個人情報管理規程を定め、管理責任者を園長とし、子どもの記録の保管方法などの管理体制を確立し、情報の流失や漏洩の防止に努めている。就業規則において服務規律の遵守を促すとともに、研修においても情報管理の重要性を取り上げている。ホームページで園の様子を紹介する際、園児の顔を掲載するにあたり保護者の承諾をとったり、ログインにパスワードを設定するなど個人情報の取り扱いには注意を払っている。個人情報管理規程に保管期限や廃棄方法等が定めていないので、条文等の充足が望まれる。	

(様式第2号) 奈良県福祉サービス第三者評価結果報告書

5 評価細目の第三者評価結果（保育所 付加基準）

7 事業者の自己評価結果 （保育所 付加基準）

評価対象A-1 保育所保育の基本

A-1-(1) 養護と教育の一体的展開		第三者評価結果
-1	保育所の保育の方針や目標に基づき、発達過程を踏まえ、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に即した保育課程を編成している。	b
〈コメント〉	昨年度見直しが行われ、職員が全員参加して新しい「全体的な計画」が作成された。保育所保育指針に基づき特に幼児期の子どもの育ちにとって「思い切り遊ぶ」ことの大切さに力点を置き、自然環境に恵まれた園庭で遊びを充実させ、主体的に遊びを展開する「意欲的な子どもを育てる」という保育目標の実現を目指して編成されている。養護・教育欄の記載内容が骨子のみとなっており、それぞれの年齢で目標に向かってどのような保育を展開するのか「育ちの見通し」と「創意工夫」が反映された全体的な計画が策定されることを期待する。	
-2	乳児保育のための適切な環境が整備され、保育の内容や方法に配慮されている。	a
〈コメント〉	明るく日当たりの良い0歳児の保育室は寝る場所の確保や育ちに応じて子どもの動線を考慮したスペースづくりを工夫し対応している。衛生面の管理は毎日保育士が消毒や触れた遊具の洗浄などを行い、看護師は保健的な配慮を、事故防止についてはチェックリストに基づき園長・副園長が安全性の確保に努めている。オムツ交換は優しい声かけと共にプライバシーにも配慮され実施されている。SIDSについては、呼吸の確認を行い「呼吸チェック表」に記録している。また、看護師の指導の下研修が行われ、全保育士への周知を図っている。24時間の生活の流れを意識した子どもの日課は連絡ノートでやり取りされている。	
-3	1・2歳児の保育において養護と教育の一体的展開がされるような適切な環境が整備され、保育の内容や方法に配慮されている。	a
〈コメント〉	看護師は日々の子どもの状態を観察し保育士と情報共有を図っている。衣類の整頓、靴箱の使用等は、子どもそれぞれの個別シールを使用し、生活習慣が身につくよう工夫されている。朝の入室の際、目につきやすいところに興味を引く遊具・玩具を置く、外で遊びたい子どもは保育士の見守りのもと外遊びをする。子どもが安心して遊びを中心とした自発的な活動が出来るよう関わっている。子どものもめ事や自我の育ちについては、何がしたいかの欲求を見極め、個々の意欲を活かす保育を心掛けている。保護者とは定期的な懇談等はないが、いつでも相談に対応するようにしている。	
-4	3歳以上児の保育において養護と教育の一体的展開がされるような適切な環境が整備され、保育の内容や方法に配慮されている。	a
〈コメント〉	子どもの発達の連續性や規則性の特徴を十分に理解し、それぞれの年齢に応じた折々の子どもの興味や関心を捉えて月案等に活かし、しっかり遊び「知りたいことを聞く・調べる・考える」サイクルが自然に回るよう環境を整えている。また子ども達は自由に園長を訪ね自分の「出来たこと」や話したいことを伝えている。その「つぶやき」を拾い上げ保育士に伝え日々の保育に活かしている。子どもが自由に表現できる環境を大切にした保育が行われている。ホームページや園だより等に写真を掲載し子どもの様子を保護者に周知、小学校にも連絡会を通して子どもの成長の姿を伝えている。	

	-5 小学校との連携や就学を見通した計画に基づいて、保育の内容や方法、保護者とのかかわりに配慮されている。	a
〈コメント〉	「幼児期の終わりまでに育ってほしい10の姿」をベースに「非認知能力を伸ばす」「アクティブラーニング」の考え方に基づき「遊び込む」「達成感を得る」保育を通し遊びが学びに繋がるように保育が行われている。小学校へは就学にむけ毎月のクラス便り・行事内容等を届けている。保護者に向けてはクラス便りに子どもの行動や日頃の様子を捉えて「10の姿」について具体的に理解しやすく紹介している。小学校からも学校の様子などの情報が園に届けられ相互の連携が図られている。	
A-1-(2) 環境を通して行う保育		第三者評価結果
-1 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできるような人的・物的環境が整備されている。	a	
〈コメント〉	看護師により各クラスに置かれたチェックリストに従い手洗い場・トイレの清潔はもとより午睡時の採光・温度・湿度・換気等環境保健に配慮されている。担任以外の職員は出来るだけ固定し子どもが安心して過ごせるようにしている。また、子どもが落ち着ける場所を必要とする時にはそれに応じられる部屋が用意されている。	
-2 子どもが基本的な生活習慣を身につけ、積極的に身体的な活動ができるような環境が整備されている。	a	
〈コメント〉	基本的な生活習慣は一人ひとりの育ちのペースに合わせ、排泄も失敗してもまずは子どもが伝えられたことを喜び、子どもの気持ちを大切に徐々に自立に向けた対応がなされている。ぽたん掛けも手作りおもちゃで練習し、子どもが自分でやろうとする気持ちを見守り支援している。看護師の保健指導により自分の健康に関する心を持ち日々の生活で清潔・病気予防などの習慣化が図られている。身体的活動欲求が強い幼児期に保育士の見守りのもと安心して探求活動等に取り組む時間が確保され十分に身体を動かしている。	
-3 子どもが主体的に活動し、様々な人間関係や友だちとの協同的な体験ができるような人的・物的環境が整備されている。	a	
〈コメント〉	子どもが自由にあそべるように玩具・遊具が用意されている。玩具等の収納場所を写真で提示したり、子どもに人気のある物は取り出しやすく配置されたりと、子どもの発達段階や興味に応えるよう工夫されている。子どもが「外で木を見ながら木を画したい」と希望したことを受け園庭に水彩画コーナーが設置され、裏山に自生する木を利用してネックレス作り、釘打ちも自分たちで行ってみる等、保育士は子ども達の主体的な遊びの中での発見・興味・関心を観察し、協同して活動できるようなきっかけ作り・働きかけを行い多様な遊びが展開されるよう援助している。子ども同士のトラブルには自分の気持ちを伝え、お互いに気持ちを汲み取る等葛藤体験を乗り越えていく過程を受け止め見守っている。3歳児以上は給食当番・お手伝い当番など子どもが役割を果たせる取り組みが行われている。	
-4 子どもが主体的に身近な自然や社会とかかわれるような人的・物的環境が整備されている。	a	
〈コメント〉	豊かな自然に恵まれた園庭で野菜を育て、裏山の竹を利用した流しそうめん、芋掘りをしたりと季節の移り変わりを肌で感じ、図書館から貸し出しをうけた図鑑で身近な木々や野菜や虫などを確認したりと子ども達の知的好奇心を引き出している。地域の伝統的な行事「あいさこいさ祭り」への参加や避難訓練等を通して地域と関わりを持ち、年度によっては電車・駅見学などが設定され社会体験が得られる機会を作っている。	

	-5 子どもが言葉豊かな言語環境に触れたり、様々な表現活動が自由に体験できるような人的・物的環境が整備されている。	a
<コメント>	年長児は、ならどっとFMの「こちらしらゆり子ども放送局」の番組に出演、生放送や収録で司会者とのやり取りを楽しんでいる。遊びの中ではクイズや言葉遊び、また英語のレッスンの時間もあり幅広く様々な言葉に触れる機会を作っている。リトミック・少林寺拳法・運動遊びがプログラムとして取り入れられる一方で、水彩画や工作など様々な素材で子ども達が自由な表現活動が行われるよう配慮され、作品は廊下や教室に飾られている。	
A-1-(3) 職員の資質向上	第三者評価結果	
-1 保育士等が主体的に自己評価に取り組み、保育の改善が図られている。	a	

評価対象A-2 子どもの生活と発達

A-2-(1) 生活と発達の連続性	第三者評価結果
-1 子ども一人ひとりを受容し、理解を深めて働きかけや援助が行われている。	b
<コメント> 子どもの生活リズムは、連絡ノートや通園時の保護者との会話を通して把握している。危険を伴う場合は注意するが概ね子供が考え方行動することを尊重し援助している。気になる場面の職員間の共有理解については、「ダメ」や「いけません」の言葉使いや対応を会議で共有しているが、マニュアル（職員が振り返り）作成までは至っていない。保護者対応も含め職員のよりどころとなる園独自の基本対応マニュアルづくりを職員全員で考えるのもいい機会であると思われる。	
-2 障害のある子どもが安心して生活できる保育環境が整備され、保育の内容や方法に配慮がみられる。	a
<コメント> 障がいのあるなしに関わらず共に成長できるよう、わけ隔てなく保育している。障害のある子どもにも理解しやすいように登園してからの準備の順番を絵等を用いて分かりやすく掲示し支援している。指導計画に援助方法が記載され園長、担任、看護師、栄養士でカンファレンスを持ち話し合っている。職員は保育協会の研修を受講し必要に応じて保健センターや県のリハビリセンターとも連携している。園長はペアレントトレーニングの指導者であり保護者からの相談にも応じている。	
-3 長時間にわたる保育のための環境が整備され、保育の内容や方法に配慮がみられる。	a
<コメント> 1日の流れを見通した計画性をもった保育内容で取り組んでいる。午前に子供たちが、主体的に活動できる時間を取り入れ3~5歳児は、広い園庭で山登り、ダンス、絵描き、ペンダント作り等好きな活動に取り組み、延長保育時も異年齢で活動している。今年は、コロナの影響で異年齢での行事等の発表は中止している。担任が週1回、延長保育に入るローテーションになっており保護者と話す機会を作り、職員間での引継ぎは、保護者へ伝える事柄や留意点をメモや送迎ノートに注意書きし適切に行われている。	

A-2-(2)	子どもの福祉を増進することに最もふさわしい生活の場	第三者評価結果
-1	子どもの健康管理は、子ども一人ひとりの健康状態に応じて実施している。	a
＜コメント＞	常勤の看護師が、子どもの健康状態を管理している。保護者から、けんこうノートを用い既往症や予防接種についての情報を得ている。健康チェック表を毎日確認し、体調のすぐれない子どもについては、連絡帳や口頭での申し出をもとに対応している。また、園での体調悪化や、ケガをしたときは看護師が判断し、連絡帳に記載し保護者に伝え対応している。幼児突然死症候群について保護者に入園時に説明を行い職員には看護師が講師となり研修している。	
-2	食事を楽しむことができる工夫をしている。	b
＜コメント＞	食育計画を作成し、食事に关心が持てるよう年長児は、毎日給食材料を栄養素別にボードに色分けする作業を行い給食時間に園内放送で調理師と共に献立、食材の栄養素や由来、季節の食べ物について説明している。また、お誕生日のお友達を祝うメッセージも放送している。園庭でサツマイモを育て調理に用いたり、地域の方とお餅つきをしたりクリッキング会〔調理経験〕やピザ窯でピザを焼いてみんなで食する体験を通して食事の楽しさを伝えている。園庭のテントでお弁当を食べたり、☆星型や♡ハート型に抜いたラッキーニンジンを給食に取り入れ、食べる楽しみを工夫している。	
-3	乳幼児にふさわしい食生活が展開されるよう、食事について見直しや改善をしている。	a
＜コメント＞	食事調査票で家庭と連携し、栄養士、調理師が、子どもとかかわりながら残食量も把握し献立に活かし発育に応じた調理法を用いている。献立は、旬の野菜・季節の食材を用いて行事食も取り入れている。食器は、アレルゲン除去の子どもにも配慮し2年前に品質の良いメラミン製品に取り換え色分けして使用している。およつは、週3回は、園で手作りしたもの提供し、その他の日は、果物や市販のアレルゲン除去のものを取り入れている。	
-4	健康診断・歯科健診の結果について、保護者や職員に伝達し、それを保育に反映させている。	a
＜コメント＞	健康診断、歯科検診、尿検査、視力、聴力検査の結果をけんこうノートに記載し保護者に伝え、職員は児童票に記録し共有している。看護師による歯磨きや食に関する指導が行われている。	
A-2-(3)	健康及び安全の実施体制	第三者評価結果
-1	アレルギー疾患、慢性疾患等をもつ子どもに対し、主治医からの指示を得て、適切な対応を行っている。	a
＜コメント＞	保護者提出の医師の指示書をもとに対応している。アレルギー食の除去や解除については、保護者からの書類の提出を受け、園長の許可を得て実施している。調理手順は、まず先にグルテンフリーや豆腐等の除去食用の食材を用いてアレルギー食を調理し完了した後に普通食の調理を行なっている。除去食用の献立表を対象者に個別に渡している。形態は通常食と同じにして相違を作らないようにし食器による色分けで違いが分かる様に配慮している。エピペンの預かりもしている。	

	-2 調理場、水周りなどの衛生管理が適切に実施され、食中毒等の発生時に対応できるような体制が整備されている。	b
<コメント>	園長は、衛生管理の最終責任者として安全確保に努めている。マニュアルを園内に掲示しているが、衛生管理に関する検討会は、定期開催までは至っていない。衛生管理の取り組みは、組織的、継続的に行なうことにより成果を得ることができるので、衛生管理に関するマニュアル整備のための見直しや検討会の定期的な開催を期待する。	

評価対象A-3 保護者に対する支援

A-3-(1) 家庭との緊密な連携		第三者評価結果
	-1 子どもの食生活を充実させるために、家庭と連携している。	a
<コメント>	食事調査票で家庭での食事状況を把握し給食会議で意見を出し合い栄養士を中心に年間食育計画を作成している。毎月の給食便りに献立表や食に関する情報を掲載し食事の重要性を伝え、玄関にその日の献立サンプルを展示し、レシピも持ち帰れるように用意している。また、園のホームページにも食事中の写真を載せ様子を伝えている。例年は、乳児期の保護者対象に試食会を設けているが、コロナ禍で実施に至っていない。保護者からの相談には、丁寧に聞き取りきっかけ作りや提案を含め応じている。	
	-2 家庭と子どもの保育が密接に関連した保護者支援を行っている。	b
<コメント>	保護者とは、連絡帳や生活調査票を用いて情報交換し、重要なお知らせは、ブラックボード掲示板や連絡帳に記し2重3重に伝える工夫をしている。個人懇談は保護者からの申し出があった場合や園が必要と認めた場合に実施している。「入園のしおり」やお手紙で苦情・相談が出来ることを伝えているが気軽に質問ができる体裁のものではなく、多くの掲示物や配布物での情報発信を行なっているが果たして保護者に届いているか疑問のところがあり園も苦慮している。相談や伝達の方法についてSNSの利用や個々に話す機会を設ける等の工夫を一考する良い機会と思われる。職員と保護者間の情報交換の内容は、関係職員全員で共通理解をする必要があり、記録にとどめる場合も基準を設け職員間でばらつきが生じないようにすることが望ましい。	
	-3 子どもの発達や育児などについて、懇談会などの話し合いの場に加えて、保護者と共通の理解を得るための機会を設けている。	b
<コメント>	入園時に説明し、以後は掲示物やお手紙で情報発信している。運動、ゲームや制作を親子でする参加型の参観もあり参観後の懇談会で話し合をもっている。保護者に向けて半日保護者体験も実施しているが参加は少ない。保護者側からの申し出から発足したPTAもあり友好な関係を築いている。	
	-4 虐待に対応できる保育所内の体制の下、不適切な養育や虐待を受けていると疑われる子どもの早期発見及び虐待の予防に努めている。	b
<コメント>	虐待に関する指針を持ち、現在対象になる園児はないが、担任や看護師の観察から注意が必要な場合は、園長も交えてカンファレンス会議で話し合い宇陀市のケース会議でも検討している。園長は、宇陀市の児相対策会議の委員もしており常に予防に取り組んでいる。保護者には、リーフレットの配布やポスターで啓発に努め職員には、事例を用いて周知に努めている。児童虐待マニュアルの整備やマニュアルを用いた職員研修までは至っていない。	

(様式第2号) 奈良県福祉サービス第三者評価結果報告書

8 第三者評価結果に対する事業者のコメント

職員で評価の結果について話し合いの場を設けました。評価を受けるまでは、できていると思っていたことが明文化に至っていなかったり、当初意識に無かったことがわかり、評価をして頂くことで業務としてのレベルをどのようにすべきなのか、マニュアル作成やリスクマネジメントの対処法、更に説明責任等々、数多くの課題が見えてきました。職員一人ひとりの意識と問題の発見・解決能力を極めながら、職員の質の向上に努め、職員研修や課題をはっきり定められるものだと思いました。今回の第三者評価の視点を取り入れ、保育園としてレベルアップを図っていきたいと思います。